

研修科目名： 図書館サービスと著作権

---

講師名： 南 亮一 講師

---

【Q1】

インターネット画面を使う場合、上映権はどのように整理すればよろしいでしょうか。また、レファレンスなどで利用者にインターネット画面を見せる場合の注意点があればご教示ください。

【A1】

鋭いご質問です。インターネット画面を使う場合、と申しますのは、イベントや研修会などでインターネットの画面を映し出す場合のことをおっしゃっていると思うのですが、私も実はどのように整理してよいものか、分からないでおります。

まず、インターネット画面を映し出して公衆に閲覧させる行為は、（上映ではなく）公の伝達、という行為になります。著作権法第23条第2項により、（公の）伝達権という権利が著作権者に付与されていますので、権利制限規定が適用されない限りは、原則として著作権者の許諾を得なければ、著作権侵害になってしまいます。

ところがこの（公の）伝達権に対する権利制限規定は、放送又は有線放送を見せる場合の第38条第3項と、教育機関における授業の過程において見せる場合の第35条第1項しかなく、設問のような場合には、利用者を対象とする講習会のようなものであればこの第35条第1項が適用できるのですが、それ以外の場合には、適用できる権利制限規定がありませんので、原理原則から申せば、いちいち著作権者からの許諾を得なければならないこととなります。手元にある著作権法の逐条解説書や体系書を見ましても、この点について明確に答えているものはありませんでした。

ただ、世の中では、このような理論上の問題はお構いなしに、インターネットカフェのような営利目的でこの公の伝達を行っている業種が見られますように、何の問題も無く行われているようです。誰も問題にしていないということなのではないかと思えます。

こういう煮え切らない回答になって恐縮ですが、何卒お許しください。